

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

2026年6月版

やまと監査法人

目次

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

- (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ
- (2) 事務所概要

2. 経営管理の状況等

- (1) 品質管理基盤
- (2) 組織・ガバナンス基盤
- (3) 人的基盤
- (4) IT基盤
- (5) 財務基盤
- (6) 国際対応基盤

3. Appendix

- 当法人のガバナンス・コードへの取り組み

1(1)監査事務所の最高責任者からのメッセージ

■ 統括代表社員 ご挨拶

私たち、やまと監査法人は小規模ながらも、あるいは小規模だからこそ、立ち振る舞いと成果物に強いコミットメントをもつ専門家集団でいたいという思いをもって、「一人一人が専門家としての矜持を持った専門家の集団であり続ける。」という経営理念を掲げ、また経営理念を体現するための行動指針として、次のようなことを掲げ日々の活動をしています。

- ・謙虚、誠実に行動する。
- ・常に学ぶ姿勢を忘れず、日々知識、技能及び教養を高める。
- ・多様性を受容し一つにまとまる。

監査・保証業務において、その品質の維持及び向上は私たちの成果物の前提条件です。資本市場の一端を担う専門家集団として、高い意識をもって品質管理の維持及び向上に取り組んでいきたいと考え、品質管理システムの整備運用を行ってまいります。

当法人では品質管理の基盤を構築するために、様々な視点での施策を講じておりますが、最も重視する基盤としては、人的基盤であると考えています。その根幹は一人一人の構成員の質であると考えており、当法人の期待水準を満たす行動特性を備えた構成員を採用・育成の上で、構成員が力を合わせ専門家集団としての成果を発揮できるような組織を構築していきたいと考えています。



1(2) 事務所概要

名称

- やまと監査法人
- Yamato Audit Corporation

所在地

- 〒105-0003 港区西新橋1-6-13 虎ノ門吉荒ビル6階

統括代表社員

- 木村 喬 (Kimura Takashi)

沿革

- 2014年11月25日 設立

人員構成

区分	社員		顧問・ 相談役等	職員			
		代表社員			公認会計士	公認会計士 試験合格者	監査 補助職員
常勤	8人	1人		1人	1人		
非常勤				7人	7人		

監査対象会社の属性別数

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	1社	1社
② 金商法監査		
③ 会社法監査	1社	0社
④ 学校法人監査		
⑤ 労働組合監査		
⑥ その他の法定監査	35社	0社
⑦ その他の任意監査	9社	0社
計	46社	1社

■ 主な監査対象会社名

- NANO ホールディングス(株)

(2026年6月末)

2(1) 品質管理基盤

やまと監査法人は、社員数8名、職員数8名、総構成員数16名の小規模な組織となっています。

そのため、構成員間のコミュニケーションを密にとることが可能な規模であり、社員間における相互牽制をガバナンスの基本的な方法として考えています。

当法人の組織体制は以下の通りとなっています。

■ 監査事務所のリスク評価プロセス

品質目標の設定及び当該目標に関連する品質リスクの洗い出し並びに当該リスクに対応のデザインと適用を品質管理担当責任者の監督のもと設定し、社員会にて承認を行います。

これらの品質目標、品質リスク及び対応のデザインと適用については、適時の更新を行いその概要を社員会に報告いたします。

■ ガバナンス及びリーダーシップ

小規模組織のため、法人の活動の状況は社員会に報告され、社員の相互牽制と重要事項の承認がなされています。統括代表社員は品質管理に対する法人の姿勢を明確に示し、人材の確保や教育研修、IT基盤を中心とする監査ツール、個々の監査業務、品質管理システムのモニタリング等の個別の業務にてその姿勢を実現するべく、個別の方針を示しています。

定期的に統括代表社員からのメッセージ及び構成員への依頼事項を共有し、その浸透度合い及び法人へのフィードバックについてアンケートをとることでモニタリング並びに改善策の策定に用いています。

代表者メッセージやアンケート結果は以下のようなものとなります。

統括代表社員メッセージ及び構成員へのお願い イメージ

[illegible]

アンケート結果 イメージ



また、当期に共有した統括代表社員メッセージの概要は以下の通りです。

日付	概要
共通	経営理念・行動指針について 監査の品質を重視する風土について
2025年11月27日	訂正報告対応について
2026年5月1日	品質リスクについて及び監査契約締結時のリスク対応について
2026年6月26日	新たなテクノロジーへの取組と情報セキュリティについて

■ 職業倫理及び独立性

当法人における職業倫理についての取り組みの基本方針として、阻害要因となりうる事項は避けることとしています。具体的には、紹介手数料又は仲介料は支払、受取ともに行わないこととしています。お中元、お歳暮を含む贈答品は受取人が法人、個人を問わず概ね同じ代金のものを法人より返送し、次回以降お断りします。接待については、クライアント及びクライアント候補と飲食を伴う場に行く場合は費用を折半することとしています。

また、職業倫理の遵守のため、インサイダー取引防止規程を設け、浸透に努めるとともに、非専門職員を含めた全構成員に対して毎期インサイダー取引に関する研修の受講を義務付けております。

独立性の確保のため、監査の品質管理規程及び細則並びに独立性に関する細則を設け、業務執行社員及び審査担当者のローテーション、報酬依存度、クライアントとの金銭的利害等、非保証業務契約締結に関する取り扱いについて定めております。なお、大会社等の監査業務について、業務執行社員及び監査業務に係る審査を行う者が連続して関与することができる期間は最長7会計期間とし、インターバル期間は、筆頭業務執行責任者は5会計期間、監査業務に係る審査を行う者は3会計期間、その他の監査業務の主要な担当社員等は2会計期間としています。なお、法人の業務の主軸は監査業務にあるとの考えから、非監査業務には積極的には取り組んでおりません。

監査事務所及び構成員の独立性の保持については、全構成員に対して年に1回毎年7月に独立性チェックリストにより確認をしています。

独立性チェックリスト提出率及びインサイダー研修履修率は以下の通りです。

項目 \ 年度	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期	2026 年 6 月期
独立性チェックリスト提出率	100%	100%	100%
インサイダー研修履修率	100%	100%	100%

上記の独立性の一斉確認の他、監査・レビュー意見の形成の都度、チームメンバーの独立性について確認を実施しており、当年度における違反件数は0件です。

■ 監査契約の新規の締結及び更新

監査の品質管理規程において、契約の新規の締結及び更新に係る方針及び手続が示されており、契約に際しては審査を実施しています。

原則として、全ての新規の締結と契約リスクが高いと推定される等の一定の条件に該当する更新については社員会による審査を行う旨が審査規程及び審査規程細則に規定されており、社員会審査対象外の契約の更新については審査担当者による審査が行われます。また、いずれの審査においても、関与先の誠実性や独立性に関する事項について検討することが求められています。

新規の締結のうち前任監査人からの引継によるものについては、監査人の交代に関するマニュアルにおいて方針及び手続を定めており、前任監査人に交代事由を含む契約リスクに関連する事項について質問すること、前任監査人の監査調書の閲覧を行うこと、前任監査人より十分な引継を受けられない場合には第三者への問合せ、又は会社の経営者や監査役等の背景調査を行うこと等が定められています。また、新規の締結において当法人が契約の内諾通知書を前任監査人からの引継に先んじて提出する場合には、前任監査人からの引継において阻害要因が許容可能であることを前提にする旨を当該マニュアルに明示しています。

当法人の現状では、用意できる監査資源と主に報酬依存度を見据えた独立性の観点から、監査業務の受嘱において以下のような方針を社員間で共有しています。

項目	理由
受嘱が可能な上場会社等数は短期的には1年に1社とし、中長期的には1年に3社程度受嘱できるよう体制の構築を目指す。	短期的には、評価日時点に有する監査資源と適時に役職員の採用を試みるものの、採用後、当法人の品質管理に習熟するためには相応の時間を要することから年に1社が当法人の受嘱の限界と考えているためです。 中長期的には、人的基盤を安定化させての目標として掲げています。
年間の新規受嘱件数に関する監査時間が概ね3,000時間未満である。	監査資源の確保と、報酬依存度において懸念が発生しうするためです。
受嘱する被監査会社の業種については、知見のある構成員がおり、当該構成員が十分な監査資源を確保できる場合のみ受嘱を行う。	手続の不足が発生しないよう、効果的、効率的な監査対応を行うためです。
監査業務の受嘱にあたり、認識されたりリスクに対しては、合理的な解消の手段が明確にならない限り受嘱しない。	用意できる監査資源の質及び量が限られているため、重要な不測の監査対象領域が発生することを避けるためです。
国内を主たる事業領域としている。	国際ネットワークを保有していなく、海外対応ができる人員に限りがあることから、重要な監査領域が国外拠点にある場合には十分な手続きが行えない懸念が発生しうするためです。

■ 業務の実施

当法人では業務の実施にあたって準拠すべきルールとして監査の品質管理規程及び細則、監査マニュアル並びに監査チーム編成基本方針を整備しており、個々の監査業務は当該規程類に従い実施されます。具体的には以下の通りです。

・契約審査

当法人では新規契約の受嘱時に、業務執行社員、主査、審査担当者を社員会にて検討、任命し、その役割について明確にしています。

・個々の監査業務

個々の監査業務については、業務執行社員の監督の下、主査を中心に監査計画及び監査資源の配分を決定し、監査チームメンバーへの指揮、監督及び作業の査閲を行います。監査業務の開始にあたっては、原則として、監査チームにて全体ミーティングを行い、監査業務の直前の状況、監査重点項目、各メンバーに割り当てられた業務及びその終了目安時期等の詳細について共有をします。

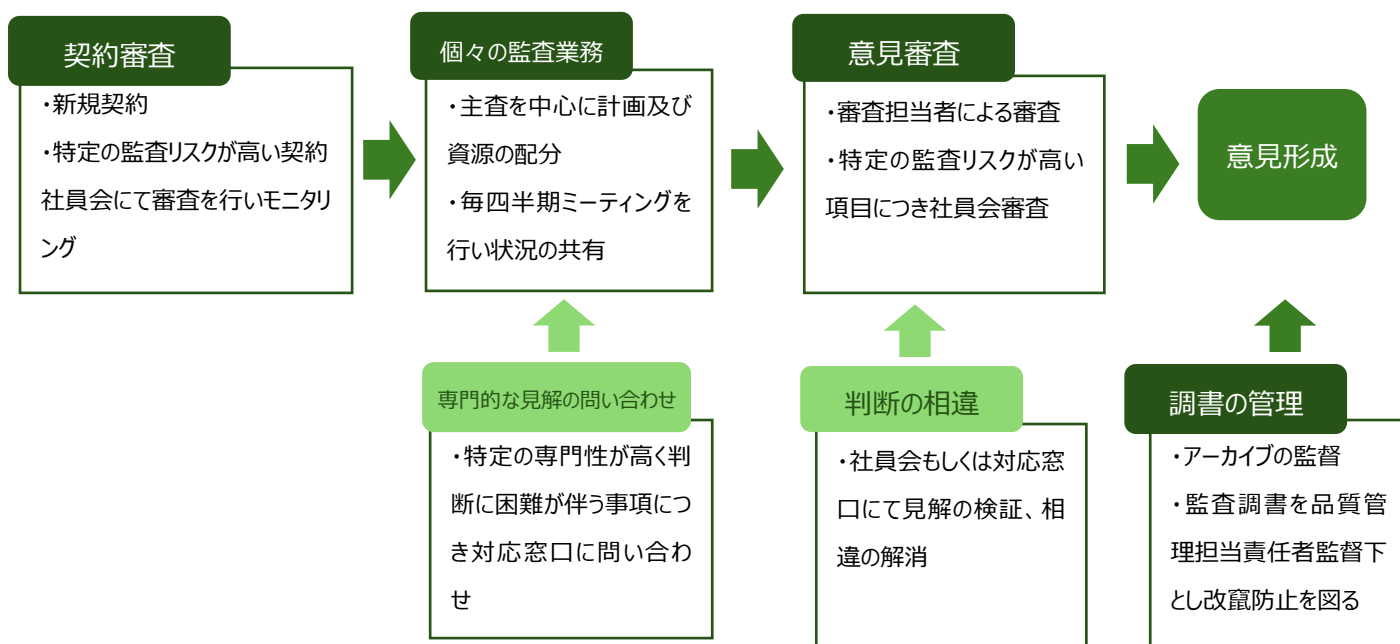
監査業務の実施に当たり法人の品質管理規程に定めた特定の専門性が高く、判断が伴う事項や見解が定まっていない事項については専門的な見解の問い合わせを実施し、得られた結論について検討することを求めています。

・意見審査

監査意見の形成にあたっては、審査担当者の審査を原則として、審査規程細則に定めた特定の重要と認めた事項については、社員会審査とすることとしています。当該事項については、重要性の基準値を超える繰延税金資産の回収可能性に係る会社区分の変更に関する判断や、継続企業の前提に関する注記を不要とする判断が含まれております。また審査担当者で監査チームの間に判断の相違があった場合、主として社員会にて相違の解決を図ります。

・調書の管理

監査意見形成後は、品質管理担当責任者が定められた期限内に監査調書のアーカイブがされていることを確認し、アーカイブ後は監査調書を品質管理担当責任者の監督下とし、適時に外部倉庫への預け入れを行い監査チームのアクセスを排除する体制としています。



■ 情報と伝達

当法人では、監査業務の品質を維持するために、法人の構成員間の信頼関係が大事であること、社員には構成員の信頼関係、議論のしやすい心理的安全性が確保されている組織風土を保持するような立ち振る舞いをする義務があることを周知徹底しています。

構成員間のコミュニケーションについては、オンラインストレージ、webミーティングツール、ビジネスチャットツールを用いて、個々の構成員の業務に携わる場所に関わらず適時のコミュニケーションを行うことができるよう手配をしております。また、定期的に事務所に顔を合わせてのミーティングをすることでオンラインのミスコミュニケーションのフォローを試みております。

■ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

監査事務所としての品質管理に対するモニタリングについては年間を通じて、個別の完了した監査業務に対する検証については原則として年に一度行っています。個別の監査業務の検証にあたっては、監査リスクとローテーションを踏まえて対象業務を選定し、少なくとも3年に1度はすべての監査責任者が対象となるよう実施しています。また、完了した監査業務に対する検証の担当者は、検証対象からの独立性と能力を踏まえて選定しております。

監査事務所としての品質管理に対するモニタリングの結果については、指摘事項に対する品質管理担当責任者が策定した対応方針とともに社員会に報告され、個別の完了した監査業務に対する検証の結果については、指摘事項に対する当該監査業務の監査責任者が策定した対応方針とともに社員会に報告されます。監査事務所としての品質管理に対するモニタリング、個別の完了した監査業務に対する検証共に対応方針の実施結果については翌年度のモニタリングの際に確認します。当法人は、2026年6月30日を基準日として品質管理システムの評価を実施した結果、重大な不備及び広範な不備は識別されず、品質管理システムは当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供していると評価しました。

■ 監査事務所間の引継

新規契約にあたって前任監査人がいる場合には、監査事務所間の引継を行っております。前任監査人からの引継が何らかの理由で行えない場合では、期首残高の検証や内部統制の評価において十分な監査資源を投入できるかを検討の上慎重に受嘱を検討いたします。引継が行えない場合に許容できるケースとしてはSPCの監査等、内部統制に依拠せずに精査が可能で、かつ、監査リスクの存在する領域が限定的なピークルに対する保証業務を想定しており、通常の金融商品取引法監査、会社法監査においては、引継が行えない場合は受嘱をしない方針です。

前任監査人からの引継に先行して新規契約の契約審査を行う場合には、通常、前任監査人からの引継に予備調査において検出した事項との齟齬がないことを前提として受嘱を認めるよう条件を付けております。したがって、前任監査人からの引継において許容できない齟齬が発生した場合においては、その時点で受嘱の取りやめを行う方針としています。

■ 上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

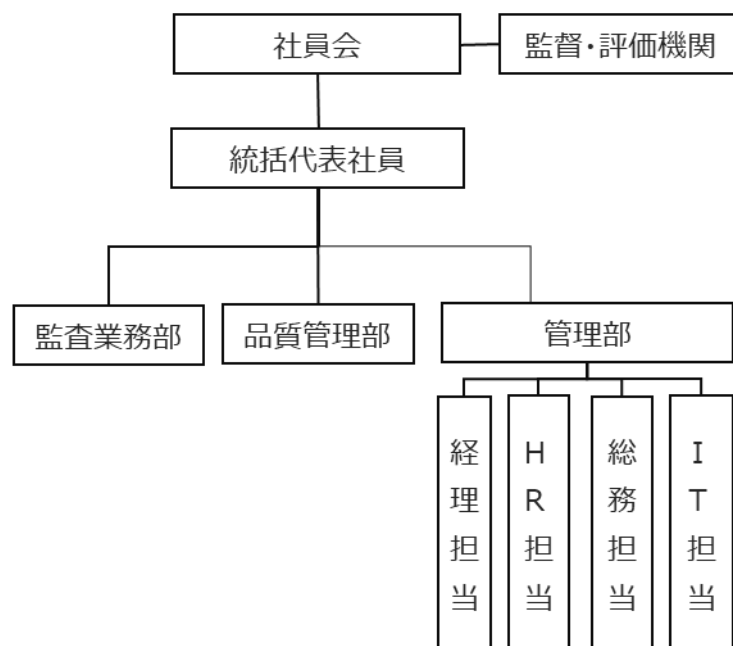
当法人では、業務の品質の管理に主として従事する公認会計士を設置しています。品質管理担当責任者は、監査事業部門からの独立性の他、必要な経験・知見についての要件を定め、要件を充足するかを社員会にて検討の上、選任しています。

また、業務の品質の管理に十分な時間が確保できるよう他の業務に優先して時間の確保を行う一方で、品質管理業務のアウトプットである監査ツール等を実際に利用してその有効性や実効性についてのフィードバックを得、監査現場感覚を保持することで品質管理業務の実効性をより高めることを期待し、自己レビュー等のリスクの最小化を勘案したうえで、監査業務も兼務することとしています。なお、品質管理担当責任者が監査業務を兼務する場合には、当該監査業務の監査責任者には他の社員を割り当てることとしており、評価基準日現在、品質管理担当責任者は監査責任者を担当しておりません。

2(2) 組織・ガバナンス基盤

やまと監査法人は、社員数8名、職員数8名の小規模な組織となっています。
そのため、構成員間のコミュニケーションを密にとることが可能な規模であり、社員間における相互牽制をガバナンスの基本的な方法として考えています。

また経営機関である社員会の監督・評価機関を設けています。当法人の組織体制は以下の通りとなっています。



当法人における各機関及び部門の役割は次の通りとなっています。

■ 社員会

社員会は月に1度開催されるほか、臨時での開催を必要に応じて行っております。

各担当の活動、課題、対応状況は毎月社員会に報告され、その活動状況や活動方針についてのモニタリングを受けております。

個別の監査業務についても、審査規程細則に定めた当法人の品質管理において重要と認める個別の事項については社員会での審査を受けることを要件としており、該当事項については発生の都度社員会にて協議、承認をしております。重要と認める個別の事項としては例えば、新規契約の受嘱、継続企業の前提に関する注記を不要とする判断、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合の修正監査計画等が挙げられます。

社員会の開催数と出席率は以下の通りです。

項目 \ 年度	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期	2026 年 6 月期
社員会の開催数※1	20 回	18 回	24 回
社員の出席率※2	100%	100%	100%

※1 書面決議を含む

※2 延べ出席社員数÷延べ社員数

■ 監督・評価機関

監督・評価機関は社員の監督・評価を担っています。当法人においては、監督・評価機関に、独立した第三者としての知見の提供も期待しており、1名は監査業務についての相応の知見のある人員を委員とする方針です。監督・評価機関の委員については、当法人及び当法人の社員並びに当法人の関与先との間に独立性及び倫理規則における懸念事項がないことを確認しています。

評価基準日現在、公認会計士1名を監督・評価委員として選任しています。監査法人における品質管理及び法人運営に関する実務経験を有していること、並びに当法人及びその関与先との間に利害関係を有しないことから、経営から独立した立場で当法人の経営機能の実効性を監督・評価いただくことができると判断し、社員の決議により選任しています。

当期においては、原則として四半期ごとに面談の機会を設け統括代表社員及び品質管理担当責任者より社員会議事録その他必要な情報を提供したうえで、経営機能の実効性、人員構成、監査契約の締結及び解除、品質管理活動その他の重要な事項について協議を行いました。当期にいただいた主な助言・提言は以下の通りです。

日付	主な内容
2025年8月20日	法人の体制について、訂正報告対応について
2025年11月26日	品質目標について
2026年2月18日	情報セキュリティ対応について
2026年5月26日	新規受嘱の方針について

また、監督・評価委員は、当法人の品質管理システムのうち、責任の割当、監査事務所のリスク評価プロセス、監査事務所のモニタリング及び改善プロセス並びに品質管理システムの評価に関する事項について、評価者として評価を実施しています。

■ 統括代表社員

統括代表社員は法人の最高経営責任者として、法令、定款、社員の決定に基づく法人業務の統括を担当します。また、監査の品質を重視する風土の醸成も統括代表社員の重要な役割となっています。

■ 監査業務部

監査の品質管理規程その他法人のルールに従い、監査業務を担当します。

■ 品質管理部

品質管理システムの整備及び運用を担当します。

■ 管理部

管理部は経理担当、HR担当、総務担当、IT担当に分かれており、それぞれ経理に関する事項、人事に関する事項、総務に関する事項、ITに係る事項を担当します。

2(3) 人的基盤

当法人が実施している監査業務に対して十分な監査資源を投入するために、以下のような方針、方法により人的基盤の構築を試みています。

■ 職階と期待役割について

人的資源については、定期的に質及び量の観点から品質管理に関する目標を達成できる水準にあるかを確認しています。特に新規受嘱の際には、新規受嘱による業務量の増加に耐える資源を有しているかについて慎重な検討を行っています。

当法人では、職員については次のような職階を設けており、期待役割の設定をしています。

勤務形態	区分	職階	期待役割
常勤	役員	シニアパートナー	法人の経営、品質管理体制の整備、運用のモニタリング
		パートナー	
	管理職	シニアマネージャー	主たる監査従事者としての監査業務、品質管理業務
		マネージャー	
		スーパーバイザー	
	非管理職	シニアスタッフ	監査業務の補助業務
		スタッフ	
非常勤	非管理職	ディレクター	監査業務の補助業務

■ 質的な方針について

採用時において一定の会計監査業務の経験を持つ公認会計士を採用対象としており、公認会計士試験合格者の採用予定はありません。採用後においては研修、人事考課を通じて構成員の質の向上を目指しています。

・ 研修について

当法人では、常勤、非常勤を問わず専門職員に対して、主として日本公認会計士協会が提供しているeラーニングの中から職階もしくは担当する役割に応じて必要と認めた講座を受講することとしており、品質管理担当責任者が該当講座を選定、構成員へ通達の上、履修状況をモニタリングしています。

必要と認めた講座には通常、不正事例研究、情報セキュリティに関する研修を含めています。また、毎年1月ごろに進行期における履修状況について確認を行い、必要単位を取得していない構成員に対して履修を促しております。また7月に単位の履修がなされているかのモニタリングをしています。

当法人の必要単位履修完了率は次の通りです。

項目 \ 年度	2024年6月期	2025年6月期	2026年6月期
必要単位履修完了率	100%	100%	100%

・ 人事考課について

当法人では、職階ごとに期待される行動特性を定義し、年に一度、知識、処理能力、コミュニケーション、ビジネススキル、管理力、意欲の観点から構成員の評価を行い、期待している役割をそれぞれの観点にて果たしているかの評価とフィードバックを行っています。なお、担当業務の困難さや数は評価及び報酬の決定において考慮をされますが、監査業務の採算や新規受嘱については評価及び報酬の決定において直接的な評価の対象とはしないことで、採算を意識しての監査手続への妥協、報酬を求めての監査リスクの高いクライアントの受嘱を排除するよう配慮をしています。

2(3) 人的基盤

■ 量的な方針について

既存監査契約及び品質管理業務を中心とする間接業務に必要な時間と当法人が有する人的資源の比較を行い、常に一定の余裕がでるように人的資源の確保を行っております。 人的資源の確保が見込めない場合は、新規契約の受嘱を控えています。

■ 兼業、副業について

当法人では、非監査業務は構成員の多角的な視野を身に付ける機会となり、職業的専門家としての能力を向上させる一助になり得ることから、構成員に対して監査業務の品質に影響が出ない限りにおいて、非監査業務の副業を認めています。

常勤の構成員が副業を行う場合には、統括代表社員が都度、利益相反や独立性の懸念がないことの確認と承認を行っています。また、常勤・非常勤の構成員ともに、監査業務の意見形成の都度、利益相反や独立性の懸念がないことの確認を行っています。

2(4) IT基盤

当法人では、利用するアプリケーションは、広く一般に利用されている市販のパッケージソフト、SaaSサービス、クラウドサービス等を中心に導入し、カスタマイズやアドオンを行わない方針としています。利用するアプリケーションは、通信において暗号化や認証機能にて安全性を担保された技術が用いられていることを前提に、費用や利便性を総合的に勘案の上選定し、社員会決議によって導入を決定します。

当法人では、常勤・非常勤、専門職員・補助職員・事務職員の種別を問わず全ての構成員に対して当法人にて用意したPCに当法人が必要と認めたアプリケーションを導入したうえで貸与しています。また、当法人では、生成AIをはじめとする新たなテクノロジーの業務利用について、被監査会社の未公表の財務情報や個人情報が外部に流出するリスクを品質リスクとして識別し、2026年6月期において情報セキュリティマニュアルに利用に関する方針を定めるとともに、構成員に対して当該リスクを周知しています。加えて、貸与PCへのマルウェア対策ソフトの導入、PC紛失時に備えたデータの秘密分散、ID・パスワードによるアクセス管理及び年1回のユーザIDの棚卸により、サイバーセキュリティ上のリスクに対応しています。

導入するアプリケーションは多岐にわたりますが、代表的なものとしては以下のようなアプリケーション、サービスを利用しており効率的、効果的な業務の遂行を目指しています。

ツールの種類	期待している役割
電子監査調査ツール	監査調査の適時の共有・進捗管理・レビューの実施・改竄防止
オンラインストレージ	監査調査以外の電子データの適時の共有、バックアップ
ビジネスチャットツール	監査契約毎のチーム内、品質管理業務担当毎のコミュニケーションの整理
Webミーティングツール	法人内外のコミュニケーション
マルウェア・ウィルス対策	情報セキュリティ対応
アンチセフト	
暗号化機能	
秘密分散セキュリティ	

特に2024年6月期にパイロットテストを行い、2025年6月中に金商法・会社法の監査契約への導入、2026年6月期に全面的な導入を目指していました電子監査調査書の導入ですが、2026年6月期では計画通り100%の導入となりました。各年の電子監査調査書の導入割合は以下の通りです。

項目 \ 年度	2024年6月期		2025年6月期		2026年6月期	
	導入数/総数	割合	導入数/総数	割合	導入数/総数	割合
金商法・会社法監査	1/4	25%	3/3	100%	3/3	100%
金商法監査	—	—	—	—	1/1	100%
会社法監査	0/3	0%	1/2	50%	1/1	100%
その他法定・任意監査	0/48	0%	47/47	100%	63/63	100%

※本表の件数は、各年度に監査報告書を発行した監査契約の延べ件数です。半期決算等により同一の被監査会社について複数の監査報告書を発行する場合があるため、業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する会計年度末日現在の被監査会社等の数とは一致しません。

2(5) 財務基盤

■ 財務基盤

当法人では、原則として、特定の関与先の報酬依存度が15%を超える見込みとなる場合は、当該監査契約の受注を行わない方針です。

構成員の兼業・副業に関してはモニタリングを行うものの、監査業務に影響のない範囲においては、制限をしておらず、特に代表社員の兼業・副業については、一定の財務基盤の確保に資することから財務数値の把握を行っています。

当法人の財務基盤に関する参考情報として売上高を以下に記載します。

(単位:千円)

項目 \ 年度	2024年6月期	2025年6月期	2026年6月期
監査業務	149,249	134,219	153,505
非監査業務	2,158	6,212	1,500
合計	151,407	140,431	155,005

2(6)国際対応基盤

■ 国際対応基盤

当法人では、海外ネットワークファームとの提携関係はありませんが、国際対応の経験を有する社員を中心に対応してまいります。当法人は、当法人の有している国際対応基盤は強固ではないと評価しており、国外に重要性のある監査対象領域が存在する監査業務の受託は慎重に行う方針としています。

ガバナンス・コードへの取り組み

監査法人のガバナンス・コード	Comply/Explain	当法人の取組
原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
1－1． 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	Comply	当法人では、監査業務は資本市場において財務情報の信頼性という前提条件を担保する社会的な期待・責任の大きい業務であること、監査業務の品質管理が当法人における最も重要な経営課題であり瑕疵があった場合には法人の存続にかかわることを統括代表社員を中心に社員一同が強く認識し、また職員に周知徹底することで品質管理に取り組む姿勢を明らかにしています。
1－2． 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	Comply	当法人では、「一人一人が専門家としての矜持を持った専門家の集団であり続ける。」を経営理念としており、それを実践するための行動指針を以下の通り定めています。 ・謙虚、誠実に行動する。 ・常に学ぶ姿勢を忘れず、日々知識、技能及び教養を高める。 ・多様性を受容し一つにまとまる。
1－3． 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	Comply	当法人においては、以下の事項を評価における重要事項として定めており、これらは法人の収入や業務の採算に優先されることを周知徹底することで、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう動機付けを図っています。 ・監査の品質管理への姿勢 ・監査品質を保つために必要な職業的専門家としての能力・意欲の保持・発揮

ガバナンス・コードへの取り組み

監査法人のガバナンス・コード	Comply/Explain	当法人の取組
1－4． 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	Comply	当法人では、監査業務の品質の維持のためには、法人の構成員間の信頼関係が大事であること、社員には構成員の信頼関係、議論のしやすい心理的安全性の確保されている組織風土を保持するような立ち振る舞いをする義務があることを周知徹底しています。具体的には、全構成員に対する統括代表社員メッセージの定期的な伝達、監査チームのディスカッション時の伝達、統括代表社員による定期的な1on1ミーティング等を実施しています。また、法人内のコミュニケーションに関するアンケート調査を実施し、問題点の把握に努めています。
1－5． 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	Comply	当法人では、法人の業務の主軸は監査業務にあるとの考えから、非監査業務には積極的には取り組んでおらず、非監査業務を新規に受嘱する場合には、社員会での審議を要することとしております。 しかしながら非監査業務は構成員の多角的な視野を身に付ける機会となり、職業的専門家としての能力を向上させる一助になり得ることから、構成員に対して監査業務の品質に影響が出ない限りにおいて、非監査業務の副業を認めています。 構成員が副業を行う場合には、統括代表社員が都度、利益相反や独立性の懸念がないことの確認と承認を行っています。
1－6． 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	—	当法人は、グローバルネットワークファームへの加盟や他の法人等との包括的な業務提携等はありません。

ガバナンス・コードへの取り組み

監査法人のガバナンス・コード	Comply/Explain	当法人の取組
原則2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
2－1． 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	Comply	当法人では、社員会を経営機関とし、原則毎月開催しております。社員会においては、法人運営に関する事項の協議及び決議を行っています。
2－2． 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 ・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	Comply	当法人では、重要な業務運営における経営機関として、社員会を設けています。 社員会では、法人の経営を含めた活動における相互牽制と説明責任を果たす場として役割を明確に定義しています。また、品質管理、研修、IT、経理、人事、総務の業務において個別に知見を有すると認めたものを担当者として任命し、人材育成、研修体制、IT基盤の実装化を含めた法人の監査品質を向上させるための活動について、社員会にて報告及び意見交換を行っています。 監査チームは、クライアントとのコミュニケーションにより経営環境の把握及び監査リスクの把握を行い、監査リスクに適切に対応する体制をとっております。また、重要な監査リスクに関しては、独立審査担当社員による審査に加え、社員会による審査を実施することとしています。 人材育成については、定期的に経営層と構成員のミーティングを行い、人材育成の環境を整備、士気を高める試みを行うとともに現場にて認識されている法人の課題を経営層が吸い上げる機会を設けています。品質管理担当、研修担当が共同にて基準や法改正を中心とした身に付けるべきインプットの選定、ツールの紹介、モニタリングを行っています。具体的には受けるべき研修の選定を行い、各構成員に通知し、受講したことを確認しています。 当法人では業務の効率化及び監査深度を深める目的でITを活用していく方針であり、IT基盤の実装化に関する検討・整備はIT責任者及びIT担当が所定の方針に従い実施しています。
2－3． 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	Comply	当法人においては、経営機能を果たす人員の選任において、経営戦略、組織論、マーケティング等の組織の経営層としてのスキルセットを保有していること、リーダーシップ、決断力、アカウンタビリティといった経営層としての資質を保有していることを考慮しています。

ガバナンス・コードへの取り組み

監査法人のガバナンス・コード	Comply/Explain	当法人の取組
原則3 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
3－1． 監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	Comply	当法人は、経営機能の実効性を監督・評価する機関を設け、その役割を3-3の通りに明らかにしています。
3－2． 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Comply	当法人は、監督・評価機関の構成員について、独立性を有する第三者としての知見の提供を期待しています。 当法人は、監督・評価委員について、当法人の経営から独立した第三者であることを要件とするとともに、少なくとも1名は監査業務について相応の知見を有する者を選任することとしています。評価基準日現在、公認会計士1名を監督・評価委員として選任しており、当法人、当法人の社員及び当法人の関与先との間に独立性及び倫理規則における懸念事項がないことを確認しています。 期待する役割は3-3の通りです。
3－3． 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	Comply	監督・評価機関の構成員について、以下の業務を期待し、役割を明確にしています。 ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 ・ 法人の品質管理活動への助言・提言
3－4． 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	Comply	当法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう統括代表社員及び品質管理担当責任者が適時かつ適切に必要な情報を提供し、業務遂行にあたっての環境を整備しています。

ガバナンス・コードへの取り組み

監査法人のガバナンス・コード	Comply/Explain	当法人の取組
原則 4 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
4－１． 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Comply	当法人は、小規模な組織であり、経営機関と監査実務の担当者は重複していることから意見交換や議論の物理的・精神的な垣根は低く、コミュニケーションは日常的に行われており、経営機関から監査チーム、監査チームから経営機関の双方向において情報共有が行われています。 また、法人内において実施されるディスカッション形式の研修等を通じても会計監査に関する意見交換や議論が行われています。
4－２． 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Comply	当法人では、行動指針の一つに「・常に学ぶ姿勢を忘れず、日々知識、技能及び教養を高める。」を定めており、人事に関して、職業的専門家としての能力を備えており、かつ職業的専門家としての立ち振る舞いを行える人材を評価し尊重する方針であることをコンピテンシーに定め、それに従った評価を行っていることを構成員に周知しています。 また、当該コンピテンシーを達成するための研修カリキュラムを設け、職階に応じた必須研修の指定を行っています。 なお、職業的専門家として適切な判断及び行動ができることを評価項目としており、その中で監査業務における職業的懐疑心の発揮についても考慮しています。

ガバナンス・コードへの取り組み

監査法人のガバナンス・コード	Comply/Explain	当法人の取組
4－3． 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	Comply	当法人では、会計、監査、税務、IT、金融、国際取引、アドバイザー業務、事業会社における経理・経営企画勤務等の幅広い知見や経験を有する構成員が所属しています。当法人の採用においては、当面、一定の監査経験者のみを中途採用する方針としていますが、監査業務以外の経験においても当該業務において得た知見や経験を評価して構成員として迎えられの判断を行っており、当該知見や経験を考慮した上で監査チームの編成を行っています。 当法人では積極的な非監査業務の受託は行っていないものの、多角的な視野を身に付ける機会として、監査業務の品質に影響が出ない程度の副業を認めています。 監査品質の向上を最優先とし、監査に関する知識を常に更新して保有することを前提としながらも、非監査業務や事業会社での経験にて得られる知見や経験を尊重し、適切に評価を行うこととしています。 当法人では、構成員が法人の求める能力開発に取り組むことができるよう、法人の研修プログラムへの従事時間を考慮した監査業務の割当を行っております。また、構成員が個別に能力開発を希望する場合には、必要に応じて労働時間に関して配慮をし、その能力開発に関して一定の補助を行っています。
4－4． 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Comply	当法人では、被監査会社の監査計画を作成するまでに経営者とのディスカッションを行うこととしており、当該結果を監査計画へ反映することとしています。また、財務・管理管掌取締役とは適時のコミュニケーションを行い、監査役とは四半期に一度の監査・レビュー結果報告を中心としながらも都度のコミュニケーションを実施しています。
4－5． 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	Comply	当法人では、内部及び外部からの通報に関する方針及び手続を定め、統括代表社員及び品質管理担当責任者を通報窓口として任命するとともに、外部通報窓口を当法人ウェブサイト公表しています。また、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けることがないよう定め、通報された情報については必要な調査及び対応を行うこととしています。

ガバナンス・コードへの取り組み

監査法人のガバナンス・コード	Comply/Explain	当法人の取組
原則 5 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
5－1. 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	Comply	当法人のウェブサイトにおいて、監査品質のマネジメントに関する年次報告書及びガバナンスコードへの取り組みを開示しています。
5－2. 監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	Comply	監査品質のマネジメントに関する年次報告書をご参照ください。

ガバナンス・コードへの取り組み

監査法人のガバナンス・コード	Comply/Explain	当法人の取組
5－3． グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	－	当法人は、グローバルネットワークファームへの加盟や他の法人等との包括的な業務提携等は行っていない。
5－4． 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	Comply	当法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、被監査会社の経営者及び監査役等に対して説明を行うとともに、意見交換を行っています。 また、当法人の規模・特性を踏まえ、株主その他の資本市場の参加者等に対しては、当法人ウェブサイトにおいて監査品質の向上に向けた取組み等を公表するとともに、意見交換の申出があった場合には対応することとしています。 これらの取組みに当たっては、必要に応じて独立性を有する第三者である監督・評価委員の知見を活用することとしています。
5－5． 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	Comply	当法人では、本原則の適用の状況や、監査品質の向上に向けた取組みの実効性は、社員会にて定期的に評価を行い、これらに関する環境の変化があった場合には、都度社員会にて対応方法の検討及びその対応方法についての実効性の評価を行っております。 また、これらの対応方法及び実効性に対する評価については監督・評価委員による評価を受けています。評価の結果は監査品質のマネジメントに関する年次報告書に記載しています。
5－6． 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	Comply	資本市場の参加者等との意見交換から得た情報や本原則の適用状況に関する監督・評価委員からの評価の結果については、社員会にて報告され、対応状況の評価を行い、組織的な運営の改善に向け活用する方針です。